

○北海道防衛局の業務計画に関する達

北海道防衛局達第14号

改正 平成25年7月22日北海道防衛局達第4号

改正 平成26年3月31日北海道防衛局達第4号

改正 令和元年6月14日北海道防衛局達第2号

改正 令和2年3月17日北海道防衛局達第1号

北海道防衛局の業務計画に関する達を次のように定める。

平成23年10月27日

北海道防衛局長 大東 隆

北海道防衛局の業務計画に関する達

(目的)

第1条 この達は、業務改善に関するガイドラインについて（通達）（防官企第3472号。22. 3. 25）に基づき、北海道防衛局において体系的な任務遂行体制を整備し、職員が任務意識を共有しつつ、適正な任務遂行ができていることを検証する体制を確立するために、任務遂行や規則遵守、規律維持の向上について具体的な計画（以下「業務計画」という。）を策定し、当該計画に基づく指導・評価及び達成度の検証を行い、改善に向けた措置を講ずること（以下「業務改善」という。）を目的とする。

(年度業務計画の作成)

第2条 各部長、会計監査官、帯広防衛支局長及び千歳防衛事務所長（以下「各部長等」という。）は、各課（室）、報道官、建設計画官及び千歳防衛事務所（以下「各課等」という。）における業務改善を目的として抽出した業務について、関係する他の部課等と調整の上、年度業務計画を作成し、総務課の審査を経て局長に承認を受けるものとする。

2 前項により年度業務計画を作成する業務は、業務改善を目的として抽出するものとする。ただし、特段の理由がある場合は、この限りではない。

3 各部長等は、第1項の承認を受けた年度業務計画について、原則として計

画の対象とする年度の前年度3月末日までに、総務部長に通知するものとする。

4 年度業務計画には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 課(室)等名

(2) 件名・項目

(3) 実施時期

(4) 実施内容等

(5) その他必要な事項

(年度業務計画の変更)

第3条 各部長等は、年度業務計画を変更する必要があると認める場合には、関係する他の部課等と調整の上、年度業務変更計画を作成し、総務課の審査を経て局長の承認を受けるものとする。

2 各部長等は、前項の承認を受けた年度業務変更計画について、速やかに総務部長に通知するものとする。

(年度業務計画の実施)

第4条 各部長等は、作成した年度業務計画を達成するため、必要な措置を講ずるものとする。

(年度業務計画の分析)

第5条 各部長等は、年度業務計画に基づく実施結果について、目標の達成状況を確認し、得られた確認結果については所要の分析を行うものとする。

(評価・改善の実施)

第6条 各部長等は、前条の規定により得られた分析結果を元に、必要性、効率性及び有効性の観点から客観的かつ厳格な評価を行い、必要に応じて後の年度業務計画の作成への反映など各種の改善措置を講ずるものとする。

2 各部長等は、原則として年度業務計画の対象とする年度の翌年度の4月末日までに、前項の評価について、総務課の審査を経て局長の評価を受けるものとし、その結果については総務部長に通知するものとする。この場合において、各部長等が前項の評価により必要な改善措置を講じたときは、その旨を局長に報告しなければならない。

3 局長は、前項の評価を行い、改善する事項があると認める場合は、各部長等に所要の措置を求めることとする。

4 前項の規定により所要の措置を求められた各部長等は、それに基づき必要な措置を採り、その結果を遅滞なく局長に報告しなければならない。

5 各部長等は、前項の規定により報告した場合は、これを総務部長に通知しなければならない。

(改善措置の普及)

第7条 局において実施した改善措置のうち、総務部長が局内において模範となるもの又は改善効果が高いと判断したものについては、北海道防衛局における業務改善提案に関する達（平成23年北海道防衛局達13号）第14条に規定する業務改善委員会（以下「改善委員会」という。）において、改善効果及び普及の意義等を総合的に審査するものとし、その結果を局長に報告するものとする。

2 局長は、前項の規定により報告を受けた改善措置のうち、改善効果が高く局内に広く普及することが適当と判断したものについては、局内掲示板等への掲載、職員教育での事例紹介などを行うとともに、防衛省全体に広く普及することが適当と判断した改善措置については、原則として翌年度の7月末日までに大臣官房企画評価課に通知する。

(委任規定)

第9条 この達の実施に関し必要な事項は、総務部長が定めるものとする。

附 則（平成23年10月27日北海道防衛局達第14号）

この達は、平成23年11月1日から施行する。

附 則（平成25年7月22日北海道防衛局達第4号）

この達は、平成25年7月23日から施行する。

附 則（平成26年3月31日北海道防衛局達第4号）

この達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月14日北海道防衛局達第2号）

この達は、令和元年6月14日から施行する。

附 則（令和2年3月17日北海道防衛局達第1号）

この達は、令和2年4月1日から施行する。